

令和5年6月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和5年6月27日（火） 午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教育長	村田明彦
	教育長職務代理者	奥野貞一
	委員	多田謙司
	委員	新熊和彦
	委員	古山美穂

・説明者	教育監	堂山浩三
	学校教育部長兼食育・給食課長	森井克則
	生涯学習部長兼生涯学習課長	田中直明
	兼市民大学事務長	
	学校教育部理事	黒木 悟
	青少年児童センター館長	京谷雅敏
	文化財・世界遺産室長	南口修二
	こども保育課長	吉井裕子

・事務局	教育政策課課長	寺元麻子
	教育政策課課長補佐	萬田正英

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 議案第14号

羽曳野市立青少年児童センター運営委員会委員の選出について

- 日程第 4 議案第 15 号
羽曳野市教育改革審議会委員（追加）の委嘱について
- 日程第 5 議案第 16 号
羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第 17 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 7 議案第 18 号
羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 その他
・日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 5 月 26 日～6 月 1 日まで、学校訪問が行われました。
- (2) 5 月 27 日に、三市町グラウンドゴルフ大会が行われました。
- (3) 5 月 27 日に、市民大学学位記授与式が行われました。
- (4) 6 月 1 日に、校長会と園長会が行われました。
- (5) 6 月 5 日に、教頭会が行われました。
- (6) 6 月 16 日に、古市小学校創立 150 周年記念式典が行われました。
- (7) 6 月 17 日に、府外教研究大会が行われました。
- (8) 6 月 26 日～30 日まで、幼稚園訪問が行われました。

日程第 3 議案第 14 号

羽曳野市立青少年児童センター運営委員会委員の選出について

- 青少年児童センター館長より、資料に基づき、羽曳野市立青少年児童センター運営委員会委員の選出について説明があり承認を求めました。

《青少年児童センター館長》

羽曳野市立青少年児童センター条例によって設置された「羽曳野市立青少年児童センター運営委員会」について、委員の任期が本年 6 月 30 日をもって満了となります。ついては、委員を再任し、令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで委嘱するため、承認を得るものです。

委員については、別紙のとおり児童福祉関係者及び学識経験者等で総勢 3 名です。現在、青少年センターと児童センターの機能を併せ持つ市内唯一の公立青少年児童センターであり、設置場所の関係からはびきの埴生学園校区を中心とした運営を行っています。利用する児童生徒は羽曳野市全域にわたっています。以上のこ

とから、校区内の児童福祉関係者、地域精通者、学校関係者の方々の承認を得るものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第15号

羽曳野市教育改革審議会委員（追加）の委嘱について

- 学校教育部理事より、羽曳野市教育改革審議会委員（追加）の委嘱について説明があり承認を求めました。

《学校教育部理事》

羽曳野市教育改革審議会委員について、5月期の教育委員会にてご承認をいただきましたが、羽曳野市の形が特殊であることと人口バランスの偏り、世界遺産である古墳も点在していることから、将来の義務教育の公立学校の適正規模や配置を考えるうえで街づくりの専門家の意見も重要であるという意見をいただきました。

早速、協議し市長に報告の上、様々なチャンネルを持っている教育監の情報から関西学院大学の建築学科の教授である清水陽子先生にお願いをいたしました。

建築学科の教授であります、専門は「まちづくり」で、これからの都市の在り方に関する仕組みの構築と制度づくりを研究されています。地域の持続性を保つため付加価値を高めるような住環境づくり、コミュニティーづくりも大事にしながら研究を進めておられるかたです。

大変お忙しいかたで、打診の時期からは調整をしても第一回の審議会には出席できませんが、先生の専門性は本市の義務教育に関わる公立学校の将来を考えるうえで有益だと考え、委員の追加委嘱のお願いをいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第16号

羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

- 教育政策課長より、羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)第33条の規定により、学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部が改正され、同法第25条に2項が加えられ、1項建てであった同条が3項建てになりました。

これに伴い本規則の規定中、同条を「第25条の規定に基づき」と引用する部分を「法第25条第1項の規定に基づき」と引用するよう改める必要が生じたため、この規則を制定しようとするものです。

新旧対照表をご覧ください。下線部分が変更となった個所です。法25条が法第25条第1項となります。条文の内容に変更はございません。

ご審議いただきますようよろしくお願いします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第17号

後援名義の使用許可について

- 教育政策課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。新規申請事業が2件となります。

新規申請事業1件目については、文化財・世界遺産室長より説明をお願いします。

《文化財・世界遺産室長》

今回ご審議いただきます新規申請案件は、イオンモール株式会社 イオン藤井寺ショッピングセンターの事業でありまして、事業名は「なぞ解き 絵解き！ 大坂夏の陣図屏風 ちょっとこわい、おもしろ解説」です。

事業実施日は令和5年9月2日土曜日です。

事業内容は、大阪城天守閣に所蔵されています有名な「大坂夏の陣図屏風」に描かれています内容を学芸員の先生がクイズを交えてわかりやすく解説するとともに、成果物としてミニチュアの「のぼり」を作成することで、本市および近隣市の児童に学びと地元の魅力について再発見の機会を提供するものです。

本事業は「羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱」第2条第1項による許可対象事業の要件をクリアしており、なおかつ第2条第2項の「許可を行わない事業」の要件には該当しないものと考えております。

2枚目以降に収支予算書等の資料を添付しておりますので、ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

《教育政策課長》

2件目を説明させていただきます。

団体名は「株式会社 劇団カップ座」事業名は「等身大ぬいぐるみ人形劇 しあわせの王子 公演」です。資料をご覧ください。

事業実施日は、令和5年7月22日(土)から令和5年8月27日(日)までです。事業内容としましては、幼少年向け教育的等身大人形劇の興行で幼少年が文化に触れる機会を提供し情操を育むことを目的としております。

「羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱」第2条第1項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第2条第2項の「許可を行わない事業」の要件には該当しないと考えております。

2枚目以降に予算書等の資料を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

《教育監》

カップ座の公演は、10回ありますが、どこで公演するのですか。

《教育政策課課長補佐》

富田林市に拠点を置いており、そこで公演されます。

《教育監》

富田林市で公演するのに富田林市の後援名義はどうなっていますか。

《教育政策課課長補佐》

以前も後援名義を取っているので、取っていると思います。

藤井寺市と松原市は、後援名義の申請は出ていないという事です。河内長野市は、3月に申請があり、6月に承認したとの事です。

《教育長》

1件目のスケジュールで言うと8月25日に小学校・中学校に納品。これはチラシの事です。

《文化財・世界遺産室長》

そうです。チラシを学校にお送りするという事です。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 7 議案第 18 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- こども保育課長より、資料に基づき、羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

《こども保育課長》

本件は、内閣府令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び厚生労働省令であります「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴いまして、これら府省令に基づき定める本市の基準について改正するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものです。

条例制定の背景について、ご説明申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、一部の規定を除き、令和 5 年 4 月 1 日から施行されました。

この整備法により多数の法律が改正され、その法改正に適合させるための条例改正案を令和 5 年第 1 回定例会において可決いただきました。

今般の条例改正は、先ほどの整備法やこども家庭庁設置法の施行に伴い、内閣府令・厚生労働省令が改正されましたので、これら府省令に条例を適合させるとともに、文言の整理を行うため、改正しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

本件は、6 月 28 日に開催されます、令和 5 年第 2 回定例市議会の本会議において、追加議案として提案いたします。

以上でございます。

《教育長》

国が法律改正を行ったので、市の条例も改正するという事ですね。

《こども保育課長》

そうです。大きなところは、所管が変わりましたので厚生労働大臣という所が内閣総理大臣に代わります。後は、文言の整理となっております。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 8 その他

- (1) 事務局より、人事異動についての報告がありました。
- (2) こども保育課長より、西浦保育園について報告がありました。
- (3) 学校教育部理事より、校長役員会等との交流会について日程調整がありました。
- (4) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 7 月定例教育委員会議を、7 月 27 日（木）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前 11 時 30 分